

図書館の自由

第131号 (2026年8月)

日本図書館協会 図書館の自由委員会

<もくじ>

1. オンデマンドセミナー「ぶらっしゅあつぷ！図書館の自由2026」今年も開催します！	---	1
2. 全国図書館大会 石川大会 分科会と関連行事へのお誘い	-----	2
3. 図書館の自由・表現の自由をめぐる記事紹介	-----	3
(1) 郡上市立図書館、市民の声を受け雑誌購読を再開		
(2) 書店との連携による予約本の貸出返却サービスとプライバシー保護の課題		
(3) 文科省による教育基本法違反認定と「政治的中立性」をめぐる課題		
(4) 国旗損壊法の成立と表現の自由の萎縮への懸念		
(5) 改正個人情報保護法・偽情報対策関連法・国家情報局の成立と図書館への影響		
(6) 出版社による書籍の自主回収と図書館の過剰反応		
(7) 米国での知的自由をめぐる状況と図書館界の対抗		
(8) フィクション(オンラインゲーム)の中の貸出履歴の描写への懸念		
4. 新聞・雑誌記事スクラップ	-----	16
5. 委員会からのおしらせ	-----	17
 JLAブックレット『戦争と図書館―戦時下検閲と図書館の対応 第109回全国図書館大会講演録』 残部僅少となりました。お早めにお買い求めください！		

1. オンデマンドセミナー「ぶらっしゅあつぷ！図書館の自由2026」 今年も開催します！ 申込受付は9月1日から！

昨年の秋に引き続き、最近の出来事や過去の問題をふまえて、「図書館の自由」について学び直すオンデマンドセミナーを今年も開催します！

現職の図書館員はもちろん、図書館に関心のある方であればどなたでも受講できます。「図書館の自由」をめぐる問題を一緒に考えませんか？

-  配信期間：2026年10月1日～12月20日
-  申込期間：2026年9月1日～12月15日17時
-  内 容：

無料配信「図書館の自由 この一年」(約40分)

報告：日本図書館協会図書館の自由委員会委員長
(山口 真也 | 沖縄国際大学図書館)

有料配信「事例解説 日常のモヤモヤどう考えればよい？」(各15～20分／合計約90分)

解説：日本図書館協会図書館の自由委員会 西地区委員

① 資料収集・提供に対する組織的な干渉への対応 (天谷 真彦 | 守山市立図書館)



- ② 『アンネの日記』破損事件を振り返って (石川 舞 | 宜野湾市民図書館)
 - ③ 学校図書館での資料収集・提供への介入 (鈴木 啓子 | 元兵庫県立学校図書館)
 - ④ 迷惑行為による入館禁止処分の是非 (鈴木 崇文 | 名古屋市熱田図書館)
 - ⑤ 予算削減と新聞・雑誌購読の停止をめぐる (高柳 有理子 | 豊橋市図書館)
- (※タイトル・解説者は一部変更になる場合もあります。)

参加費用(税込み): 会員 1,100 円 一般 2,200 円 学生 550 円

支払いはオンライン決済システム「Peatix」を使用いたします。

右 QR コード、または <https://jlaiyu2026.peatix.com> よりお申し込み下さい。

問 合 せ: 図書館の自由委員会事務局 (連絡先は本誌奥付に記載)



2. 全国図書館大会 石川大会 分科会と関連行事へのお誘い

第 112 回 全国図書館大会 石川大会は、2026 年 11 月 19 日(木)から 20 日(金)にかけて、「図書館が希望をつなぐ～学びと再生の地・石川から～」をテーマとして、金沢市内で開催されます。

大会サイト: <https://www.110th-library.com/>

お申込み: <https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/642/Default.aspx>

自由委員会は、図書館友の会全国連絡会、日本図書館協会図書館情報学教育部会と合同で、11 月 20 日(金)に開催される「第 5 分科会 みんなで考える図書館の自由」の運営を担当します。

この分科会では、「地域に「暮らす人・学ぶ人・働く人」という3つの視点から「図書館の自由」を見つめ直します。地域の人は何を期待しているのか、大学ではどう教えているのか、現場ではどんな悩みや工夫があるのか。それぞれの話をきっかけに「図書館ってこんなところであってほしいよね」という思いを気軽に語り合い、開催地・石川県のみなさんと一緒に図書館のことを考える時間としたいと考えています。ぜひご参加ください。

基調セッション(講演)

住民から発信する『図書館の自由』

草谷 桂子 (静岡図書館友の会／児童文学作家)

静岡市では 1995 年に「タイ買春読本」廃棄要求書が人権団体から図書館に出されたことから私たち図書館団体も「図書館の自由」に向き合い、シンポジウムなどで議論し学び「あるべき図書館像」が明確になった。後の「市民の図書館政策」作成や「指定管理者制度導入問題」の活動に活かされている。

また、図書館友の会全国連絡会でも 2008 年に「私たちの図書館宣言」案がメーリングリストに提示され、全国の会員の時間をかけた議論を経て 2009 年に「[私たちの図書館宣言](#)」として総会決議され、2 年後解説も完成し市民が望む図書館像の指針となった。異論続出の熱い議論であったが、「知る自由と学ぶ権利を保障する図書館」が最初の項目として全会一致で掲げられた。

「図書館の自由」について一般市民が関心を寄せたり向き合う機会は少ないが、2 つの会での貴重な体験の経緯と思いを報告し、「図書館の自由」を守るために市民ができることを考えてみたい。

大学で「図書館の自由」をどのように教えているか 学生はどのように理解しているか

坂下 直子 (神戸女子大学)

「[借りたこの本、お父さんが言ってることと違うことが書かれてる。図書館に並べておいていいの?](#)」私が小学校司書を務めていた頃、ある児童から尋ねられたひとこまである。司書としての教育を受けて実務経験を積んできた身として、「図書館の自由に関する宣言」を念頭に、なるべく平明に答えた覚えがある。

一方、「図書館の自由」、世間での認知度は?というところ、レファレンスサービスとともに、まだまだではないだろうか。私には、義務教育のはじめの一步である小学校での出会いが重要に思える。これまで図書館の自由を知る機会が無いままの人たちには、その大切さを伝えたい。

現在は、大学で司書・司書教諭・学校司書を養成する科目の授業を担当し、図書館の自由を講じている。受講生は果たしてどのように捉えているだろう。本講演では、大学の授業内でのレクチャーの様子と、ささやかなアンケート調査をもとに、図書館の自由を「学ぶ人」の声をお届けする。

□「図書館の自由」について考える

—児童サービスでの経験を中心に—

福森 千明 (金沢海みらい図書館／司書)

公共図書館に勤務し、資料管理や一般サービス、児童サービスの業務を経験してきた。どの業務においても、『図書館の自由に関する宣言』は、図書館職員として職務遂行の根本的な指針として、意識し実践することを心がけてきた。しかし、この理念を図書館利用者にいかに伝えるかについては、十分に意識してこなかった。

本講演では、児童サービス係での経験を中心に、今までの業務を振り返り、子どもたちに対してどのように「図書館の自由」を伝えてきたかを、金沢市図書館での具体的な取り組みを紹介しながら考えていきたい。

交流セッション

コーディネーター:岡田大輔(尚絅大学)ほか

後半の交流セッションでは、図書館の自由をめぐる悩みや疑問を 5 人程度の小グループに分かれて自由に語り合います。

「私のこの前の対応は問題なかったか」「先輩職員の感覚と違う」「図書館の自由の大切さをどのように伝えればいいか」など、多様な立場のリアルな課題を持ち寄って考えます。

ここでの発言は外に出ることはありません。安心して本音を話せる場をつくります。正解を探すのではなく、新たな気づきや実践のヒントを持ち帰ることを目指します。

(『大会要綱』より転載)

自由委員会では、図書館大会関連行事である「動画で発信する、資料保存と図書館の自由の最新トピック」にも参加いたします。本企画は、図書館界が直面する重要課題について、より広く情報を共有し、議論を深める機会を創出するため、石川大会の開催にあわせて、日本図書館協会主催による動画配信プログラムとして実施することになっております。自由委員会では「図書館の自由、この一年」と題した動画を配信する予定です(※本誌 1. で紹介したオンデマンドセミナーの無料配信パートと同内容です)。大会期間中に公開しますので、広くご視聴いただき、各館での検討や実務にお役立ていただければ幸いです。

3. 図書館の自由・表現の自由をめぐる記事紹介

(1) 郡上市立図書館、市民の声を受け雑誌購読を再開

予算削減に伴い雑誌の購入を一時休止していた岐阜県郡上市立図書館において、市民や専門家からの意見を受け、2026 年度当初予算案に約 80 誌分の購入費(95 万円)が計上され、4 月より購読が再開されることになった。2024 年度の年間予算 130 万円には届かないが、雑誌購入費用を確保するための補填策として民間企業が費用を負担する「スポンサー制度」を導入し、児童誌や学術誌なども含む幅広いジャンルをそろえるという。郡上市では、新聞についても、2025 年度から本館のみの購読となることが発表されていたが、市民の反対の声を受けて、同年 4 月半ばからはちまん分館でも追加で購読されることになった経緯もある。

雑誌や新聞などの逐次刊行物は、市民が日常的・即時的に多様な情報や言論に触れるための最も身近な窓口となる。インターネットでは代用できない情報・言論も多く掲載されている。本誌 129 号でも指摘した通り、急激に進行する物価高の中で、財政の確保が難しくなっている図書館も多いかと思われるが、図書館の自主性・中立性を担保しながら、利用者の多様な情報へのアクセスを保障するために様々な努力を続けてほしい。

※関連記事

- ・ 「予算削減の影響を受けて新聞・雑誌の購読が停止」『図書館の自由』2025. 08. 31. <https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/newsletter128202508-2.pdf>
- ・ 「岐阜県郡上市図書館、雑誌の設置 4 月再開 市民や専門家の意見受け見直し」『中日新聞』2026.03.06. <https://www.chunichi.co.jp/article/1219099>
- ・ 「郡上市図書館、雑誌の設置 4 月から再開 「スポンサー制度」も導入」『中日 BIZ ナビ』2026.03.07. <https://biz.chunichi.co.jp/news/article/10/122408/515/>
- ・ 「雑誌スポンサー制度を始めます！」『郡上市図書館』2026. 04. 30. <https://library.city.gujo.gifu.j>

[p/blogs/blog entries/view/206/ef5172fe3fa691b8929d94c9430d3830?frame id=128](https://p/blogs/blog%20entries/view/206/ef5172fe3fa691b8929d94c9430d3830?frame%20id=128)

(2) 書店との連携による予約本の貸出返却サービスとプライバシー保護の課題

2026 年 6 月、宮城県名取市と株式会社未来屋書店が「書店連携推進事業に関する協定」を締結し、名取市立図書館の予約資料を未来屋書店名取店の店頭で受け取り・返却できる取り組みを開始した。商業施設(イオンモール名取)内の書店を活用することで、市民の利便性を高め、図書館へのアクセス機会を拡大していく官民連携施策として注目を集めている。

自由委員会では、『図書館雑誌』2025 年 6 月号に掲載した連載コラム「[地域を巡回する移動販売車への資料返却](#)」(高柳有理子)において、地域を巡回する販売車への資料返却の事例を取り上げ、アクセスの自由を拡大するための取り組みとして注目しつつ、サービスを始める上での留意点として、「運用面で利用者の秘密が守られることへの配慮」が必要であることを指摘している。具体的には、①図書館員以外の人物が利用者と「本のやりとりをする場合には、(中略)中身がみえない袋に入れるなどの形をとり、誰がなにを借りたか、わからないようにする」こと、②図書館の自由の原則を説明し、理解を広げていく機会にすることなどを挙げている。その前提として、覚書や協定書を通して、プライバシーの保護の取り決めを行うことも重要である。

図書館利用へのハードルを下げ、市民の情報・資料へのアクセス性を高める工夫は今後も様々な形で広がっていくと思われる。実務レベルで難しい課題もあるかもしれないが、「何を読んでいるか」という情報は、個人の思想・信条にも直結するセンシティブな情報であることを改めて確認し、図書館員以外が資料のやり取りに直接的に関わる場合には、中身がみえない、または可視性の低い袋に入れるなどして、プライバシーを保護するための具体的な運用を行っていただきたい。

※関連記事

- ・ 「予約本を『未来屋書店名取店』で受け取れます！」『名取市図書館』2026. 06. 18. <https://lib.city.natori.miyagi.jp/web/4395>
- ・ 「宮城県名取市と株式会社未来屋書店が「書店連携推進事業に関する協定」を締結」『株式会社未来屋書店』2026. 06. 18. <https://www.miraiyashoten.co.jp/news/natori/>
- ・ 「宮城県名取市と株式会社未来屋書店が「書店連携推進事業に関する協定」を締結」『福島民報 DIGITAL』2026. 06. 18. <https://www.minpo.jp/ud/prtimes/6a3371547079c82a26000004>
- ・ 「「これ便利」図書館の本をイオンモール名取「未来屋書店」で受け取りと返却 OK 宮城・名取市」『河北新報オンライン』2026.06.22. <https://kahoku.news/bizlabo/58496/?nr=1>
- ・ 山田雅子「図書館の本を書店で受け取り・返却、名取市と未来屋書店」『日経 BP 総合研究所』2026.07.02. <https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/news/070204169/>
- ・ 「【名取市図書館】未来屋書店で予約資料が受け取れるようになりました」『名取市公式ホームページ(生涯学習課)』2026.07.05. <https://www.city.natori.miyagi.jp/page/44227.html>
- ・ 「戸田市立図書館、予約資料をイオンモール北戸田「未来屋書店北戸田店」で受け取ることができるサービスを開始」『カレントアウェアネス-R』2026.02.24. <https://current.ndl.go.jp/car/274114>
- ・ 「イオンモール北戸田内の未来屋書店で図書館の予約本の受取りが可能になります」『戸田市』2026.03.03. <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/376/kyo-syogaigaku-library-bookmiraitoda.html>
- ・ 「戸田市立図書館×未来屋書店 WEB 予約本受取サービス 試行」『イオンモール北戸田』2026.06.18. https://www.aeon.jp/sc/kitatoda/info/detail/information_e5361_as.html
- ・ 「今どきの本屋のはなし 書店と図書館、手を携えて前へ！ 店頭で蔵書返却、館内で購入注文…」『METI Journal ONLINE』2025.03.07 <https://journal.meti.go.jp/honya/37851/>
- ・ 「本返却はスーパーで 県内初 長浜市立図書館が実験／滋賀」『毎日新聞』2026.05.07. <https://mainichi.jp/articles/20260507/ddl/k25/200/100000c>

(3) 文科省による教育基本法違反認定と「政治的中立性」をめぐる課題

2026 年 3 月 16 日に沖縄県名護市辺野古沖で発生した修学旅行中の小型船転覆事故をめぐり、5 月 22 日、文部科学省はこれまでの同志社国際高校(京都市)の平和学習のあり方について、「特定の政治的立場に基づく活動への参加や共感を促す性格が強い」「工事反対の立場以外の様々な見解を十分に生徒に提示しなかった」「教育活動として求められる政治的中立性を逸脱している」として、教育基本法第 14 条第 2 項に違反するとの行政通知を出したと報じられた。

文科省が学校教育の指導内容に踏み込み、教育基本法違反を認定したのは現行の教育基本法下では初めてのことであり、教育関係者、言論界等から、学校現場での平和教育や政治的議論全体を萎縮させる、との懸念が表明されている。こうした声を受けて、松本洋平文科相は、6 月 2 日の記者会見において、「政治的活動を行う抗議船に生徒を乗船させるという極めて異例の事案への見解であり、平和学習は否定していないし、積極的に推進している」「沖縄をふくめた現場を訪れることを避ける必要はない」と述べている。

この出来事は、図書館にとってどのような関わりを持つだろうか。例えば、選書や展示などで、「中立違反だ」という外部からの声を恐れて、対立のある政治的テーマそのものを扱うこと自体を回避するような自己規制が起これば、図書館の自由の原則に大きく離反する。

言うまでもなく、図書館における「中立」とは、憲法が保障する知る自由に立脚しながら、多様な立場の資料を公正な観点から幅広く収集・提供することにある。今回の痛ましい事故がなぜ起こったのか、学校や団体側の安全管理責任を追及する声も大きく、資料提供を通して考える機会を保障していくことも必要だろう。

図書館における政治的中立性のあり方については、図書館員の倫理をふまえて、自由委員会が担当している『図書館雑誌』の連載こらむでも取り上げているのでぜひご覧いただきたい。

※関連記事

- ・ 山田健太「メディアの中立性はどこから？」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 9. 2026.09. <https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202609> (予定)
- ・ 「同志社国際高等学校の研修旅行等について(これまでの把握事項と文部科学省の見解)」『文部科学省』2026.05.22. https://www.mext.go.jp/content/202600525-ope_dev02-0000501281.pdf
- ・ 「政治的な中立 自民も自衛隊も緊張感足りぬ」『読売新聞オンライン』2026.04.27. <https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20260426-GYT1T00269/>
- ・ 「共産・吉良氏「私たちが偏向教育に反対だが、平和教育萎縮させるな」 辺野古事故巡り強調」『産経新聞』2026.05.21. <https://www.sankei.com/article/20260521-EMTRACKSJZAI70UWDSXFQLK7WA/>
- ・ 「辺野古沖転覆、同志社国際高校の移設工事学習は「特定の見方・考え方に偏っていた」…文科省が教育基本法14条違反を初認定」『読売新聞オンライン』2026.05.22. <https://www.yomiuri.co.jp/national/20260522-GYT1T00127/>
- ・ 「辺野古沖転覆、文科省が同志社を指導 「政治的中立性」違反を初認定」『日本経済新聞』2026.05.22. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD220K80S6A520C2000000/>
- ・ 「同志社国際高の辺野古移設めぐる学習、文科相「教育基本法に違反」」『朝日新聞』2026.05.22. <https://www.asahi.com/articles/ASV5P7DXHV5PPLZB00JM.html>
- ・ 「【そもそも解説】教育の政治的中立性とは？ 辺野古巡る学習で違反認定」『朝日新聞』2026.05.22. <https://www.asahi.com/articles/ASV5Q0F1GV5QUTIL022M.html>
- ・ 「辺野古転覆、同志社国際実施の平和学習は「政治的活動」に該当 文部科学省が調査結果公表」『産経新聞』2026.05.22. <https://www.sankei.com/article/20260522-PSQZU2LS65KCTHTZ6EPAMES3QE/>
- ・ 未富芳「【解説】同志社国際高の教育基本法違反、何が問題だった？ 政治的中立性とは？」『Yahoo!ニュース エキスパート』2026.05.22. <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/2396226710f044e78b0648f21f163fc21916df5b>
- ・ 「玉城知事、辺野古研修の継続訴え 文科省見解に言及せず」『JIJI.COM』2026.05.22. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026052200699&g=pol>
- ・ 「辺野古沖転覆、木原官房長官も「政治的中立性の確保に抵触」「学校の責任は極めて重い」」『読売新聞オ

- ンライン』2026.05.22. <https://www.yomiuri.co.jp/national/20260522-GYT1T00145/>
- ・ 西田亮介「同志社国際・辺野古転覆で文科省が「政治的中立性」違反を初認定、全国の主権者教育・平和学習に及ぶ深刻な萎縮効果」『JBpress』2026.05.23. <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/94988>
 - ・ 藤巻和宏「教育基本法違反」という重すぎる言葉——辺野古事故と政治教育の切り分け」『note』2026.05.23. <https://note.com/fujimaki k/n/n04d4f69c9490>
 - ・ 「抗議船の平和学習は教育基本法違反」初認定 文科省」『一般社団法人 全国教育問題協議会』2026.05.23. <https://www.zenkyokyo.net/沖縄/4411>
 - ・ 「辺野古転覆、政府は「政治的中立性」語れるのか 早稲田大・近藤教授」『朝日新聞』2026.05.23. <https://www.asahi.com/articles/ASV5R0P56V5ROXIE007M.html>
 - ・ 「文科省判断「踏み込みすぎ」 沖縄知事が批判、辺野古事故で」『Yahoo!ニュース(共同通信)』2026.05.23. <https://news.yahoo.co.jp/articles/0b9ea8602510d7f8584788f00c5bedafa2e5f098>
 - ・ 末富芳「辺野古事故、ご遺族が願った文科省の調査報告公開—教育基本法違反の根拠と同志社が認めた「落ち度」とは」『Yahoo!ニュース エキスパート』2026.05.25. <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3661a50d62209c79482b0cc83f78d2302d8f33fb>
 - ・ 「【対談】「政治的中立性」で批判封じ 前川喜平さん×平良次子さん<戦わない覚悟>17」『琉球新報』2026.05.25. <https://ryukyushimpo.jp/national/entry-5269001.html>
 - ・ 小松泰信「地方の眼力 政治的中立性」を疑え【小松泰信・地方の眼力】」『JAcom』2026.05.27. <http://www.jacom.or.jp/articles/Fqar-DakaD0oTceeUGHO9>
 - ・ 「文科省・右派メディアが辺野古問題で圧力 県民への攻撃に屈しない 共産党沖縄県委員長・前衆院議員 赤嶺政賢さんに聞く」『しんぶん赤旗』2026.05.27. <https://www.jcp.or.jp/akahata/aik26/2026-05-27/2026052701030.php>
 - ・ 「社説 辺野古事故「基本法違反」 教育への行き過ぎた介入」『毎日新聞』2026.05/28. <https://mainichi.jp/articles/20260528/ddm/005/070/088000c>
 - ・ 「「平和な社会の形成者を育てる平和教育を」 沖縄・辺野古の抗議船転覆事故で文科省が初の教育基本法違反を認定」『生活ニュースコモンズ』2026.05.30. <https://s-newscommons.com/article/11699>
 - ・ 「「政治的中立」指針は策定せず 文科相「教育基本法違反」判断受け」『朝日新聞』2026.06.02. <https://www.asahi.com/articles/ASV620DSSV62UTIL02BM.html>
 - ・ 「<社説>平和学習に指導／現場の萎縮を招かないか」『神戸新聞』2026.06.02. <https://www.kobe-np.co.jp/opinion/202606/0020426203.shtml>
 - ・ 「戦後初の“教育基本法違反”認定！ 辺野古転覆事故に「教育の現場としてあるまじき行為」と弁護士激怒 専門家が指摘した“平和学習”の問題点は…」『マガジン ABC』2026.06.02. <https://abc-magazine.asahi.co.jp/post-80913/>
 - ・ 太田理英子・山田雄之・安藤恭子「沖縄の事故で「教育基本法違反」？ 決めつけを嘆く教師たち 国に「政治的中立」を裁定する資格はあるのか」『東京新聞デジタル』2026.06.03. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/492399>
 - ・ 水内茂幸「水内茂幸の縦横無尽 平和教育が萎縮しかねない」意図的に本質を素通りしていないか 文科省の違反認定」『産経新聞』2026.06.05. <https://www.sankei.com/article/20260605-32VTCCKFCROIHIIJWRHRO6ZRPU/>
 - ・ 山本修司「辺野古事故と平和学習への波紋：教育現場を萎縮させる「政治的中立性」」『RKB 毎日放送』2026.06.07. <https://rkb.jp/contents/202606/203022/>
 - ・ 皆川豪志「メディアウオッチ 平和学習に「萎縮」するのはむしろ子供たち 前川喜平氏を尊敬する教員は「面従腹背」学べ」『産経新聞』2026.06.07. <https://www.sankei.com/article/20260607-ELXCDOWE5FHOZOGS7LCGOIABDI/>
 - ・ 「<社説>文科省指導に抗議 学びの機会狭めてならぬ」『琉球新報』2026.06.07. <https://ryukyushimpo.jp/editorial/entry-5296593.html>
 - ・ 「長崎の被爆者団体など「平和教育を萎縮させる」文科省の教育基本法違反認定に抗議」『TBSNEWSDIG』2026.06.09. <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/2719428>

- ・「平和学習は「極めて重要」と松本文科相…辺野古沖転覆「教育基本法違反」認定への抗議声明に「丁寧に説明」『読売新聞オンライン』2026.06.09. <https://www.yomiuri.co.jp/national/20260609-GYT1T00247/>
- ・「平和学習否定せず」松本文科相が反論 同志社国際高の教育基本法違反認定巡る「萎縮」に『産経新聞』2026.06.09. <https://www.sankei.com/article/20260609-XRL3OHJA6NJSFIMYT6G7IRMCE/>
- ・「辺野古沖の転覆死亡事故、文部科学省の教育基本法違反認定に抗議声明…被爆者団体など「平和教育活動を萎縮させる危険」『読売新聞オンライン』2026.06.09. <https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20260609-GYS1T00028/>
- ・「同志社国際高校は教育基本法に違反」認定撤回を要求 京都弁護士会「政治教育を委縮させる」『京都新聞』2026.06.12. https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/1731817#goog_rewarded
- ・「＜メディア時評＞6月／山田健太／政治的中立性／為政者へ批判許さず／考えさせない教育の実践」『琉球新報』2026.06.12. 朝刊 21 面
- ・小笠原理恵「新聞に喝！ 辺野古転覆「教育基本法違反」認定 「萎縮」報道に偏らないか」『産経新聞』2026.06.14. <https://www.sankei.com/article/20260614-HI7NVFO7SZMGFEP5JB2SFABKNE/>
- ・「平和教育の政治的中立性を求める陳情、千曲市議会の委員会が不採択」『信濃毎日新聞デジタル』2026/06.19. <https://www.shinmai.co.jp/news/article/gf01d8qh5p9t9dl924l7ff8g>
- ・「首相「過度な介入と考えず」文科省の辺野古事故「違反」認定」『毎日新聞』2026.06.23. <https://mainichi.jp/articles/20260623/k00/00m/040/218000c>
- ・「辺野古沖転覆事故受けた校外活動の点検、文科省が調査開始…政治的中立性も対象に」『読売新聞オンライン』2026.07.05. <https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20260703-GYT1T00415/>
- ・「文科省、校外活動の「政治的中立性」調査を開始 辺野古転覆事故で初の試み 全国の小中高」『産経新聞』2026.07.07. <https://www.sankei.com/article/20260707-I2SBOGAD4ZL6BBEWOLKCT5Z5S4/>
- ・大森貴弘「政治的中立性の一斉調査、内容規模とも異例 「偏向」平和学習の歯止め」に期待」『産経新聞』2026.07.07. <https://www.sankei.com/article/20260707-HFBNWZG2MJMHLJX75TLTNJ6QEQ/>
- ・「文科省の政治的中立性調査、沖縄知事が「萎縮への懸念」 文科相は「適切な平和学習を」」『産経新聞』2026.07.09. <https://www.sankei.com/article/20260709-O3JFLG5TJZNGNA2FQWSOY3ABLE/>
- ・「[社説]「政治的中立性」調査 学校の萎縮広がる懸念」『沖縄タイムス』2026.07.10. <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1877446>
- ・「教員の個人的な主義主張は避ける」次期学習指導要領「社会科」取りまとめ案で 文科省」『産経新聞』2026.07.15. <https://www.sankei.com/article/20260715-MDKDBBSMONJGHAXQVEAHVLOVIU/>
- ・「主張 文科省の全国調査 平和教育を萎縮させない声を」『しんぶん赤旗』2026.07.29. https://www.jcp.or.jp/akahata/aik26/2026-07-29/2026072902_01_0.php
- ・「絶えず変化する「政治的中立」 文科省と教育現場に欠けていたこと」『朝日新聞』2026.08.01. <https://www.asahi.com/articles/ASV7S2HW6V7SUPQJ00NM.html>

(4) 国旗損壊法の成立と表現の自由の萎縮への懸念

国旗の損壊や汚損等を処罰対象とする「国旗の損壊等の処罰に関する法律(国旗損壊法)」が、2026 年 7 月 17 日に成立した。法案審議の過程では、SNS 投稿の扱いや政治抗議の権利をめぐる議論が交わされ、国家のシンボルに対する「敬意」を法規によって強制し、刑罰をもって臨む制度のあり方について、「表現を萎縮させ、検閲に近い効果を持つ」という意見も出されている。法成立後も、8 月 13 日の法施行を前に、憲法学者による廃案を求める運動も起こっている。図書館との関わりにおいては、政治的風刺画、美術写真集、ドキュメンタリー映像など、国旗の描写を含む多様な資料の提供において、自主規制の心理が働く懸念もあるだろう。

図書館問題研究会は、2026 年 7 月 7 日、「決議:国旗の損壊等の処罰に関する法律案の廃案を求める」と題する文書を公表し、同法案について「憲法に定められる基本的人権の尊重を著しく阻害するもの」であり、「憲法によって保障された思想及び良心の自由、表現の自由」が「著しく侵害される」こと、「自由な創作や出版文化への軛(くびき)となり、資料収集や提供をとおして社会に奉仕する図書館活動にも大きな影響を及ぼすことになる」としている。本誌への転載の許可を得たので、ぜひご一読いただきたい。

決議:国旗の損壊等の処罰に関する法律案の廃案を求める

(<https://tomonken.org/statement/page-5251/>)

第 221 回国会において与党等が進めている「国旗の損壊等の処罰に関する法律案(国旗損壊法)」に反対します。

同法案は憲法に定められる基本的人権の尊重を著しく阻害するものです。

同法を受け入れることにより、憲法によって保障された思想及び良心の自由、表現の自由を著しく侵害されることになります。

自由な創作や出版文化への軛(くびき)となり、資料収集や提供をとおして社会に奉仕する図書館活動にも大きな影響を及ぼすことになるでしょう。

国旗は法によって強いられて敬意をはらわれるものではないのです。

国旗とは政治的にも文化においても国のありようを象徴するものであり、国旗に対する見方は変容するものです。国旗に対する気持ちは個々人において決して一様ではありません。政治的にも文化芸術

面においても国家や権力の象徴として国旗が批判の対象にされることはあります。

これらを包括して許容できる社会こそ真に成熟した民主的社会といえます。この民主的な社会を永続的に護持していくことは私たち図書館人においても重要です。国旗を絶対視することはファシズムへの道です。

私たちはこの法案が廃案になることを求めます。

日本国憲法

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2026 年 7 月 7 日

図書館問題研究会第 72 回全国大会

※関連資料 (各地の弁護士会の声明・サイト名は省略)

- ・ 日本弁護士連合会「刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立に当たっての会長声明」2026.07.17. <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2026/260717.html>
- ・ 広島弁護士会「日本国国章損壊罪の法制化に反対する会長声明」2026.02.20. https://www.hiroben.or.jp/iken_post/3952/
- ・ 群馬弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律の制定に反対する会長声明」2026.06.10. <https://www.gunben.or.jp/uploads/2026/06/684a862f41eacd4017da4ee3198eda18.pdf>
- ・ 札幌弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律案に反対する会長声明」2026.06.24. <https://satsuben.or.jp/statement/2026/06/24/1102/>
- ・ 仙台弁護士会「国旗損壊罪創設に反対する会長声明」2026.06.26. <https://senben.org/archives/12218>
- ・ 三重弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律の制定に断固反対する会長声明」2026.06.29. <https://mieben.info/archives/topics/1287/>
- ・ 東京弁護士会「「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」に反対する会長声明」2026.06.30. <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-792.html>
- ・ 大阪弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」に反対する会長声明」2026.06.30. <https://www.osakaben.or.jp/speak/view.php?id=400>
- ・ 福岡弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」に反対する会長声明」2026.07.03. <https://www.fben.jp/suggest/2026/07/622/>
- ・ 第二東京弁護士会「「国旗の損壊等の処罰に関する法律」案に反対する会長声明」2026.07.06. <https://niben.jp/news/opinion/2026/202607064918.html>
- ・ 兵庫弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律案に反対する会長声明」2026.07.08. <https://www.hyogoben.or.jp/news/iken/19830/>
- ・ 神奈川弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律に反対し、その成立に強く抗議するとともに、その廃止

を求める会長声明」2026.07.10. <https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2026/post-493.html>

- ・ 沖縄弁護士会「国旗損壊罪創設に反対する会長声明」2026.07.10. <https://okiben.org/manage-new/wp-content/uploads/2026/07/kokkisonnzai-seimei.pdf>
- ・ 金沢弁護士会「国旗損壊罪創設に反対する会長声明」2026.07.13. <https://kanazawa-bengo.co.jp/info/2026/07/post-511.html>
- ・ 山梨弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」に反対する会長声明」2026.07.15. <https://yama-ben.jp/statement/1857/>
- ・ 千葉弁護士会「国旗損壊罪の創設に強く反対する会長声明」2026.07.15. <https://www.chiba-ben.or.jp/opinion/86b9f9ffe1491d348dfdccf7e04399d5e32527c9.pdf>
- ・ 茨城県弁護士会「国旗の損壊等の処罰に関する法律の制定に反対する会長声明」2026.07.16. <https://www.ibaben.or.jp/wp-content/uploads/2026/07/5352b866fec1bd4b68bb0ad33bc0c355.pdf>

※関連記事

- ・ 「参政、国旗損壊罪法案を提出 刑罰明記、与党議論に影響も」『47NEWS』 2026.04.02. <https://www.47news.jp/14092330.html>
- ・ 「自民、内心・表現の自由に配慮 国旗損壊罪の創設巡り」『47NEWS』2026.04.09. <https://www.47news.jp/14128296.html>
- ・ 「国旗損壊罪「抑止のため必要」 自民PTが論点整理」『JIJI.COM』2026.04.16. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026041600988&g=pol>
- ・ 「「国旗損壊罪」、意図や目的問わず行為を規制…自民チームが来月にも条文案を取りまとめ」『読売新聞オンライン』2026.04.25. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260425-GYT1T00026/>
- ・ 「自民、国旗損壊罪に罰則設ける方針確認 処罰対象など検討本格化へ」『朝日新聞』2026.05.11. <https://www.asahi.com/articles/ASV5C32VTV5CUTFK00CM.html>
- ・ 「自民、国旗損壊罪で「動画投稿」の処罰検討 SNS や投稿サイト」『毎日新聞』2026.05.13. <https://mainichi.jp/articles/20260513/k00/00m/010/257000c>
- ・ 「自民党、国旗損壊の SNS 投稿に罰則案 法案骨子の了承見送り」『日本経済新聞』 2026.05.15. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUA151600V10C26A5000000/>
- ・ 「AI 創作国旗は処罰対象外 自民損壊罪、骨子案判明」『47NEWS』2026.05.19. <https://www.47news.jp/14327875.html>
- ・ 「自民、国旗損壊罪法案を了承 今国会成立へ野党に説明」『JIJI.COM』2026.06.09. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026060900809&g=pol>
- ・ 「自民・維新・国民・参政 国旗損壊罪法案を共同提出」『NHK ONE』2026.06.16. <https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015151181000>
- ・ 「「国旗損壊罪」今国会成立の公算 事後投稿除外、自維国参が提出」『JIJI.COM』2026.06.16. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026061600466&g=pol>
- ・ 「【詳しく】国旗損壊罪法案 衆院本会議で可決 全野党が欠席」『NHK ONE』2026.06.30. <https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015164511000>
- ・ 「国旗損壊罪、政治抗議で「他に手段なし」なら免罪 参院委で実質審議入り」『JIJI.COM』2026.07.09, <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026070900149&g=pol>
- ・ 「国旗損壊罪「表現の自由制限」 学者ら140人超が反対声明」『JIJI.COM』2026.07.09. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026070900735&g=pol>
- ・ 「「検閲に近い効果」 国旗損壊罪法案、参考人 2 人が「違憲」主張」『毎日新聞』2026.07.14. <https://mainichi.jp/articles/20260714/k00/00m/010/323000c>
- ・ 「「国旗損壊罪」参院委で可決 自民、17日成立目指す」『JIJI.COM』2026.07.16. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026071600733&g=pol>
- ・ 「国旗損壊罪法が成立 「損壊、汚損」で拘禁刑や罰金も」『毎日新聞』2026.07.17. <https://mainichi.jp>

[jp/articles/20260716/k00/00m/010/409000c](https://www.sankei.com/article/20260717-VSNF3MYATJBPLIMFL5ULBN3VYY/)

- ・「日本国旗損壊罪法が成立、損壊で刑罰 表現の自由侵害に批判、自民は「制約程度は小さい」『産経新聞』2026.07.17. <https://www.sankei.com/article/20260717-VSNF3MYATJBPLIMFL5ULBN3VYY/>
- ・「「国旗損壊罪」法が成立 処罰対象の定義に曖昧さ残る」『日本経済新聞』2026.07.17. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA170XN0X10C26A7000000/>
- ・「「国旗損壊処罰法」成立…人に不快と感じさせる方法で、公然と実物の国旗を損壊する行為を処罰対象に」『読売新聞オンライン』2026.07.17. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260717-GYT1T00162/>
- ・「「国旗損壊罪」法が成立 表現の自由、懸念残す一罰則付き、拘禁2年以下」『JIJI.COM』2026.07.17. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026071700126&g=pol>
- ・「「わざわざ分断あおる法律」元法制局長官らの懸念 国旗損壊罪が成立」『朝日新聞』2026.07.17. <https://www.asahi.com/articles/ASV7K3359V7KUTFK010M.html>
- ・「(社説)国旗損壊罪 違憲の声相次ぐ欠陥法」『朝日新聞』2026.07.19. <https://www.asahi.com/articles/DA3S16507412.html>
- ・「[社説]国旗損壊罪の恣意的な運用は許されない」『日本経済新聞』2026.07.19. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK176CM0X10C26A7000000/>
- ・「日本:国旗損壊罪は言論の自由を侵害する 法律を速やかに撤廃し、表現の自由を守るべき」『HUMANRIGHTSWATCH』2026.07.22. <https://www.hrw.org/ja/news/2026/07/22/japan-flag-desecration-law-violates-free-speech>
- ・「[社説]国旗損壊罪成立 処罰対象が曖昧な欠陥法」『西日本新聞 me』2026.07.20. <https://www.nishinippon.co.jp/item/1517395/>
- ・「【やさしく解説】なぜいま、その法律は必要なのか？国旗損壊罪で注目された「立法事実」とは」『JBPress』2026.7.28. <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/96141>
- ・法務省「国旗の損壊等の処罰に関する法律 Q&A」『法務省』2026.08. (日付不明). https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00243.html
- ・「国旗損壊処罰法 憲法学者のグループが廃止求める抗議声明発表」『NHK ONE』2026.08.04 <https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015196151000>
- ・「国旗損壊罪は違憲」憲法研究者 199 人、速やかな廃止を求めて声明」『朝日新聞』2026.08.04. <https://www.asahi.com/articles/ASV842VNZV84UTIL010M.html>
- ・「国旗損壊罪は「あらゆる表現規制に道を開く」…憲法学者 200 人が廃止を求め抗議声明」『東京新聞』2026.08.04. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/506504>

(5) 改正個人情報保護法・偽情報対策関連法・国家情報局の成立と図書館への影響

今期の国会では、(4)で紹介した国旗損壊法の他にも、AI 開発促進を目的として要配慮個人情報の取得規制を一部緩和する「改正個人情報保護法」、選挙時等の偽情報拡散を抑止するための「SNS 偽情報対策関連法」、そして情報収集機能の強化を目指す「国家情報局(国家情報会議)」設置法など、テクノロジーと安全保障を背景とした法整備が相次ぐことになった。

こうした一連の動きに対しては、偽情報対策やテクノロジー推進という大義名分の背後で、市民の個人情報保護のレベルが急速に低下し、国家による監視・管理体制が強化されるリスクも指摘されている。

「図書館は利用者の秘密を守る」という原則にある通り、利用者がどのような資料を利用し、どのようなことを調べているかという情報は、あらゆる監視から隔離されなければならない。図書館サービスの中でも、AI の利活用が今後さらに進んでいくと考えられるが、利用者の読書履歴や検索履歴などが第三者提供や公的監視の対象とならないよう、法整備の動きをふまえて、改めてその取り扱いを見直していく必要があるだろう。

※関連記事 (改正個人情報保護法)

- ・「AI 開発、普及へ個人情報活用 政府、規制緩和で改正法案決定」『47NEWS』2026.04.07. 10:59. <https://www.47news.jp/14114982.html>

- ・「【社説】個人情報保護法の改正案 AI 開発促す規制緩和に残る懸念」『朝日新聞』2026.04.10. 19:01
<https://www.asahi.com/articles/ASV4B0CC6V4BUSPT00XM.html>
- ・「個人情報保護法改正案 参院で審議入り 立民“氏名など削除を”」『NHK ONE』2026.06.12. 15:40. <https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015148441000>
- ・「病歴・前科・人種・信条など「同意なし」で取得可に…“AI 開発”名目の改正個人情報保護法成立 専門家ら「プライバシー権侵害のリスク」指摘」『弁護士 JP ニュース』2026.07.15. <https://www.ben54.jp/news/3707>
- ・「改正個人情報保護法成立 AI 開発促進へ個人情報取得の規制緩和」『NHK ONE』2026.07.10. <https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015173591000>
- ・「改正個人情報保護法が成立 病歴や信条も…本人の同意なく提供可能に」『朝日新聞』2026.07.10. <https://www.asahi.com/articles/ASV7945Q2V79ULFA01WM.html>
- ・「「改正個人情報保護法」公布、2 年以内に施行、AI 開発などのデータ利活用の同意特例新設」『Yahoo!ニュース(Web 担当者 Forum)』2026. 07. 22. <https://news.yahoo.co.jp/articles/566b5ee5f292eaf80d72ed1632617ad0ab9af50>
- ・「改正個人情報保護法案の罰則新設に識者ら懸念 「違憲規定だ」」『週刊金曜日オンライン』2026. 08.07. <https://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2026/08/07/antenna-1774/>

※関連記事(偽情報対策関連法)

- ・「首相「偽情報拡散工作に対処」国家会議法案審議入り、監視懸念」『47NEWS』2026.04.02. <https://www.47news.jp/14093377.html>
- ・「選挙 SNS 偽情報規制へ法改正論 表現の自由、侵害懸念も」『47NEWS』2026.04.04. <https://www.47news.jp/14103414.html>
- ・「偽情報対策、今国会で集約 選挙協議会、法改正も視野」『47NEWS』2026.04.10. <https://www.47news.jp/14133635.html>
- ・「SNS対策、今国会で法整備第1弾 偽・誤情報巡り野党合意」『JIIJ.COM』2026.04.27. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026042700927&g=pol>
- ・「選挙中の偽情報、SNS事業者に「対策義務」…自民党の検討案判明」『読売新聞オンライン』2026.05.13. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260513-GYT1T00007/>
- ・「SNS 事業者に偽情報対策義務化 選挙、ネット適正利用の規定も」『47NEWS』2026.05.13. <https://www.47news.jp/14294593.html>
- ・「SNS偽・誤情報、対策義務化へ 与野党、今国会法整備で合意」『JIIJ.COM』2026.05.14. https://www.jiji.com/jc/article?k=2026051401123&g=pol#goog_rewarded
- ・「SNS選挙法が成立 偽情報対策強化、統一選に適用」『JIIJ.COM』2026.7.13. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026071300559&g=pol>
- ・「選挙時のSNS偽・誤情報対策強化、改正公選法と改正情プラ法成立…AI使用の表示義務化」『読売新聞オンライン』2026.07.13. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260713-GYT1T00397/>
- ・「SNS の選挙偽情報「歯止め」、事業者に義務付け 改正法成立、罰則なし…統一地方選から」『産経新聞』2026.07.13. <https://www.sankei.com/article/20260713-3PKFD5AHBVM5C7UZH7AYFDU/>
- ・「選挙の SNS 対策の改正法成立 事業者に偽情報対策 統一選前に施行」『朝日新聞』2026.07.13. https://www.asahi.com/articles/ASV7F315ZV7FUTFK008M.html?iref=pc_photo_gallery_bottom
- ・「〈社説〉選挙と SNS 収益化の停止が必要だ」『東京新聞』2026.07.14. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/501274>
- ・「選挙のニセ情報「次は罰則かも」 SNS 対策の改正法が成立 表現の自由を尊重した反面、実効性は未知数」『東京新聞』2026.07.14. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/501219>

※関連記事(国家情報局)

- ・「「国家情報局」法案が衆院通過 高市政権、2 段階で情報力強化」『日本経済新聞』2026.04.02. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA221B10S6A420C2000000/>
- ・「外国勢力拡散の偽情報も調査、「国家情報局」法案審議入り 野党懸念」『日本経済新聞』2026.04.02. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0143U0R00C26A4000000/>

- ・ 「首相「偽情報拡散工作に対処」 国家会議法案審議入り、監視懸念」『47NEWS』 2026.04.02. <http://www.47news.jp/14093377.html>
- ・ 「「憲法と相いれず。認められぬ」 国家情報会議法案、市民団体批判」『47NEWS』 2026.04.14. <http://www.47news.jp/14150770.html>
- ・ 「国民のプライバシー保護は？ 高市首相の答弁にモヤモヤ 「国家情報会議」法案、懸念山積みそのまま参院へ」『東京新聞』2026.04.23. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/483838>
- ・ 「インテリジェンスの中核担う「国家情報局」700人規模で今夏発足へ…専門の「キャリア組」採用も導入」『読売新聞オンライン』2026.05.07. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260507-GYT1T00001/>
- ・ 「国家情報局「活動状況を国会に説明」 木原官房長官、公表も検討」『日本経済新聞』2026.05.12. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUA122AL0S6A510C2000000/>
- ・ 「国家情報会議設置法が成立、参院本会議賛成多数で…インテリジェンスの司令塔機能を強化」『読売新聞オンライン』2026.05.27. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260527-GYT1T00124/>
- ・ 「[社説]国家情報局は実効性と透明性の両立を」『日本経済新聞』2026.05.27. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK274B80X20C26A5000000/>
- ・ 「徹底解剖 インテリジェンスの司令塔「国家情報局」」『新潮 QUE』2026.05.28. 07.31. 08.07. <https://que.dailyshincho.jp/feature/kokkajouhou/>
- ・ 「社説 政府の国家情報局設置 監視強化への道開かぬか」『毎日新聞』2026.05.29. <https://mainichi.jp/articles/20260529/ddm/005/070/099000c>
- ・ 「＜社説＞国家情報局発足 個人監視加速歯止めを」『北海道新聞』2026.08.02. <https://www.hokkaido-np.co.jp/article/1346575/>
- ・ 「社説:国家情報会議 始動 監視社会の足場にするのか」『京都新聞』2026.08.08. https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/1768727#goog_rewarded
- ・ 兵庫県弁護士会「いわゆる「スパイ防止法」の制定に向けた国家情報会議設置法案について、監督機関の設置等人権保障のための規定の整備や検討がなされぬまま、制定されることに反対する会長声明」2026. 04. 23. <https://www.hyogoben.or.jp/news/iken/19584/>
- ・ 札幌弁護士会「国家情報会議設置法の制定に反対する会長声明」2026. 05.22. <https://satsuben.or.jp/statement/2026/05/22/1089/>
- ・ 日本弁護士連合会「国家情報会議設置法施行及びインテリジェンス・スパイ防止関連法制の検討についての会長声明」2026.07.31.<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2026/260731.html>
- ・ 広島弁護士会「国家情報会議設置法の廃止を求める会長声明」 2026.08.05 https://www.hiroben.or.jp/iken_post/4228/

(6) 出版社による書籍の自主回収と図書館の過剰反応

『少弐－民に捧げた三百六十年－』（帚木蓬生著、講談社）の回収や、『ルポ路上メシ』（國友公司著、双葉社）の回収要請報道など、出版社による書籍の回収・販売停止、電子書籍やオーディオブックの配信停止といった出来事が続いている。『少弐』については、実在する存命の歴史研究者を無断で登場させ、作中で「亡くなった」と書いたことが、『ルポ路上メシ』については、著作者が事前に取材者の立場を明かさず、取材の同意なく話を聞き、個人が特定されうる記述や発言が掲載されていること、差別的もしくは差別を助長する危険性が非常に高い表現が複数箇所確認されたことなどが問題視されたという。

出版社による自主回収の通知があった際、図書館が機械的にそれに追随することは、利用者の知る自由の保障という観点から慎重でなければならない。しかしながら、自由委員会の独自調査では、『少弐』『ルポ路上メシ』とも各地の公共図書館において「閉架書庫への移動」「OPAC の非表示化」などの対応がみられることも浮き彫りになっている。出版社側の商業的・法的リスク判断と、図書館の倫理的責務は区別するべきである。図書館として、自律的に著作者人格権やプライバシー等の人権侵害の有無、資料の価値などを検証し、判断するプロセスを館内で共有・確立することが改めて求められていると言えるだろう。

自由委員会では書籍等の回収要請への原則的な対応については、「[出版者から回収・差替えの要求があった](#)

とき」という文書(改訂版)を、差別的な表現が批判された資料の取り扱いについては、「[差別的表現と批判された蔵書の提供について\(コメント\)](#)」をそれぞれ公表している。また、『少式』をめぐる問題については、自由委員会が担当している『図書館雑誌』連載コラムでも取り上げているのでぜひご一読いただきたい。

※関連記事 (『少式』⇒『ルポ路上メシ』の順に掲載)

- ・ 鈴木崇文「小説の販売中止と図書館の過剰反応」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 8. 2026.8. <https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202608>
- ・ 「『少式－民に捧げた三百六十年－』に関するお知らせとお詫び」『講談社』2026.04.29. <https://www.kodansha.co.jp/notices/706>
- ・ 「【独自】講談社が帯木蓬生さんの小説回収 福岡県内の実在の人物を病死扱い、本人や家族が抗議「編集上の不備があった」謝罪」『西日本新聞 me』2026.04.29. <https://www.nishinippon.co.jp/item/1487096/>
- ・ 「【独自】帯木蓬生さん「リスペクトしかなかった」なぜ実在の歴史研究家を死去する設定に 講談社が小説回収」『西日本新聞 me』2026.04.29. <https://www.nishinippon.co.jp/item/1487097/>
- ・ 「講談社が帯木蓬生さん小説回収 実在人物死亡の設定で抗議」『日本経済新聞』2026. 04. 29. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD291U90Z20C26A4000000/>
- ・ 「講談社が帯木蓬生さんの小説回収 実在人物死亡の設定で抗議」『毎日新聞』2026.04.29. <https://mainichi.jp/articles/20260429/k00/00m/040/120000c>
- ・ 文化特信部「歴史小説「少式」を販売中止 「編集上の不備」—講談社」『Jiji.COM』2026.04.29. <http://www.jiji.com/jc/article?k=2026042900619&g=soc>
- ・ 「講談社が帯木蓬生さん小説「少式」を販売中止・回収、実在の歴史研究家死亡に本人ら抗議…帯木さん「尊敬しているのであえて実名に」」『読売新聞オンライン』2026.04.29. <https://www.yomiuri.co.jp/culture/book/articles/20260429-GYT1T00211/>
- ・ 「帯木蓬生さん小説が販売中止 実在人物が作中で死亡「抗議あった」」『朝日新聞』2026.04.29. <http://www.asahi.com/articles/ASV4Y35XFV4YUCVL00GM.html>
- ・ 「講談社が帯木蓬生さんの小説「少式 民に捧げた三百六十年」回収…存命の歴史研究家が作中で死亡、本人ら抗議」『読売新聞オンライン』2026.04.30. <https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20260430-GYS1T00011/>
- ・ 『ルポ 路上メシ』お詫びと回収、電子配信の停止について『双葉社』2026.07.16 <https://www.futabasha.co.jp/news/301>
- ・ 「双葉社「ルポ 路上メシ」を回収 社と筆者に「無自覚な偏見」おわび」『朝日新聞』2026.07.17. <https://www.asahi.com/articles/ASV7K1HJ9V7KUCVL01FM.html>
- ・ 「双葉社、差別表現で本回収 「ルポ路上メシ」巡り謝罪」『日本経済新聞』2026.07.17. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD170AC0X10C26A7000000/>
- ・ 「身分明かさず取材した「ルポ路上メシ」、困窮者らの抗議で回収に 出版社と著者に問われた「無自覚な偏見」」『東京新聞』2026.07.17. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/501852>
- ・ 「双葉社、差別表現で本回収 「ルポ路上メシ」巡り謝罪」『47NEWS』2026. 07.16. <https://www.47news.jp/14635338.html>
- ・ 「「差別的な表現」確認、書籍回収」『朝日新聞』2026.07.17. <https://www.asahi.com/articles/DA3S16505797.html>
- ・ 「生活困窮者を「爬虫類」と侮辱 著者が取材で虚偽説明も…双葉社が書籍回収・配信停止」『日刊スポーツ』2026.07.17. https://www.nikkansports.com/entertainment/news/202607170000396.html#goog_rewarded
- ・ 「『ルポ 路上メシ』双葉社謝罪文に対する、ねる会議の見解」『ねる会議』2026. 08. 01. <https://minnanokouenn.blogspot.com/2026/08/blog-post.html>

(7) 米国での知的自由をめぐる状況と図書館界の対抗

表現の自由の保護に取り組む米国の非営利団体「PEN America」の報告によると、米国内の公立学校や図書館において書籍の禁書(排除)要請が(特にノンフィクション部門で)増え続けていることが報告されている。

米国図書館協会(ALA)の調査では、2025 年にターゲットとして多く上がった書籍には、Patricia McCormick 著『Sold』(邦題:私は売られてきた)、Stephen Chbosky 著『The Perks of Being a Wallflower』(邦題:ウォールフラワー)、Maia Kobabe 著『Gender Queer: A Memoir』(邦題:ジェンダー・クィア 私として生きてきた日々)などがあるという。資料への攻撃は日本の作品にも及んでおり、村上春樹の小説『海辺のカフカ』や『ねじまき鳥クロニクル』が、フロリダ州などにおいて、「生々しい性的描写」や「残虐な暴力描写」を理由として、閲覧制限・撤去の対象となっているという。米国内での禁書をめぐる状況はフィクションでも描かれており、2022 年に発売された『Answers in the Pages』(David Levithan 著)が翻訳され、2026 年7月に理論社から『答えは本の中に』として出版されている。

こうした動きは米国だけでなく、世界各国に広がっているという報道もある。例えば、カナダにおいては、学校図書館を対象とした禁書要請が広がっており、特にアルバータ州では、「生徒のアクセスから性的行為の露骨な描写を含む資料を削除する」ことを命じた**教育省令の発出**の影響を受けて、その数が顕著に増加しているという。カナダ国内で禁書要請を多く集めた図書としては、Neil Gaiman 著『The Sandman』(邦題:サンドマン)シリーズや Robert Kirkman 著『The Walking Dead』(邦題:ウォーキング・デッド)シリーズなどが挙げられている。

米国の一部の州では、人種・ジェンダー・LGBTQ+等に関する教育内容や図書館の蔵書を制限する法律が施行され、図書館への禁書要請を後押ししているが、一方で、「読む自由」を保障するための法律を整備する州もある。例えば、ミネソタ州では禁書を禁じることを明文化するとともに、図書館員を保護する規定を盛り込んだ法律が 2024 年に成立している。2023 年に施行されたイリノイ州の法律では、「禁書を認めない」という方針を掲げた公共図書館や学校図書館だけが州の補助金を受けられることが定められている。PEN America は、2025 年 12 月時点で、ミネソタ州、イリノイ州の他にも、ワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、ニュージャージー州、デラウェア州、メリーランド州、バーモント州、コネチカット州、ロードアイランド州において「読む自由」を保障する法律が制定されていることを報じている。2026 年 8 月 10 日には、マサチューセッツ州においても、読書の自由を守り、学校や公共図書館における禁書を禁止する新法が成立している。

米国では、第二次トランプ政権発足時から知的自由や表現の自由への弾圧が様々な形で強まっているが、2025 年 3 月に出された大統領令に基づく博物館・図書館サービス機構(IMLS)の解体については、2025 年 11 月 21 日に、米・ロードアイランド州連邦地裁が終局的差止を命ずる判決を出し、2026 年 4 月 7 日には、その判決に対する上訴が取下げられたことも発表されている。また、大統領令の下で、国立公園内の展示や標識から、奴隷制や先住民差別、気候変動などへの言及が削除されていることについて、4 月 8 日に米国アーキビスト協会が反対声明を出し、6 月 12 日に米連邦地裁が取り消して再設置するよう命じるという動きもあった(政府側は控訴する意向を示している)。

「現在のアメリカの姿は日本の5年後」という指摘もある。各図書館においては、各国の動きを注視しつつ、自由宣言の理念の実践・普及に努めてほしい。

※関連記事

- ・ デイヴィッド・レヴィサン著、三辺律子翻訳『答えは本の中に』理論社。2026.07. <https://www.riro-nsha.com/book/20790>
- ・ 「The Bills Igniting Book Bans. Evolving State Legislative Efforts to Censor Public School Libraries. The Bills Igniting Book Bans.」『PEN America』2025.12.18. <https://pen.org/report/the-bills-igniting-book-bans/>
- ・ 「気候変動・先住民の展示撤去 国立公園で、トランプ政権」『JIJI.COM』2026.01.28. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026012800318&g=int>
- ・ 「奴隷制展示物の復元命令 米地裁、トランプ政権が撤去」『産経新聞』2026.02.17. <https://www.sankei.com/article/20260217-AJBQZDZK3JMEDPYASA6IEWOCMQ/>
- ・ Janet French「By the book: Alberta schools pull at least 160 titles from shelves to meet provincial order」『CBC』2026.03.09. <https://www.cbc.ca/news/canada/edmonton/alberta-school-book-ban-order-graphic-novels-9.7118495>.
- ・ 「米国図書館協会(ALA)、博物館・図書館サービス機構(IMLS)の解体を無効とする判決に対する上訴が取

- 下げられたことを発表」『カレントアウェアネス-R』2026.04.09. <https://current.ndl.go.jp/car/277064>
- ・「American Library Association releases 2025 Most Challenged Books List as National Library Week Begins」『American Library Association』2026.04.20. <https://www.ala.org/news/2026/04/american-library-association-releases-2025-most-challenged-books-list-national-library>
 - ・「米国図書館協会(ALA)、米国図書館界の概況についての報告書(2026 年版)を公表」『カレントアウェアネス-R』2026.04.24. <https://current.ndl.go.jp/car/277934>
 - ・ナドラ・ニトル「Book bans and culture wars came for libraries. They're still standing strong During National Library Week, librarians throughout the country fight for books, jobs and truth」『Salon』2026.04.26. <https://x.gd/7bRzc>
 - ・「PEN America、米国の公立学校において 2024-2025 年度に禁書対象となった書籍に関する分析調査報告書を公開:ノンフィクションの割合が増加」『カレントアウェアネス-R』2026.05.15. <https://current.ndl.go.jp/car/278415>
 - ・「米国アーキビスト協会(SAA)、米国内の国立公園等における説明文等が変更されていることに関して声明を発表」『カレントアウェアネス-R』2026.05.21. <https://current.ndl.go.jp/car/278626>
 - ・「トランプ政権の国立公園展示「検閲」、米連邦地裁が差し止め命令」『ニューズウィーク日本版』2026.06.15. <https://www.newsweekjapan.jp/articles/-/325480?display=b#>
 - ・Nate Raymond「トランプ政権、国立公園の展示 51 点撤去 「米国人を中傷」」『Reuters』2026.06.18 <https://jp.reuters.com/world/us/XPZUERTHH515FDVFI4RC7FLUNA-2026-06-18/>
 - ・「奴隷制展示物の復元命令 米連邦地裁、国立公園で」『沖縄タイムス』(共同通信配信記事)2026.06.13. <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1858507>
 - ・「トランプ政権の国立公園展示「検閲」、米連邦地裁が差し止め命令」『ロイター』2026.06.15. <https://jp.reuters.com/world/us/HULTNJSMAZLYHNC05PYMXP7YYA-2026-06-15/>
 - ・「検閲圧力に美術館はどう対抗できるのか——全米反検閲連盟が「芸術の自由を守る手引書」を公開」『ART news JAPAN』2026.06.24. <https://artnewsjapan.com/article/77889>
 - ・「カナダ・図書館を対象とした 2025 年の検閲要請の動向:アルバータ州で顕著に増加」『カレントアウェアネス-R』2026.07.03. <https://current.ndl.go.jp/car/281919>
 - ・「トランプ大統領がスミソニアン前に警告看板設置を命じる」『Me ja』2026.07.25. <https://mezha.net/jp/bukvy/e08ae3e6 trump orders park/>
 - ・「米政府 国立公園の奴隷制に関する展示を差し替え 大統領令受け」『NHK ONE』2026.07.17. <https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015179331000>
 - ・中根圭一「米政権、奴隷制の残虐性伝える展示パネル差し替え…「歴史の美化」地元反発し抗議活動」『読売新聞オンライン』2026.08.04. <https://www.yomiuri.co.jp/world/20260804-GYT1T00076/>
 - ・秋山順子「たたかう図書館」『朝日新聞 GLOBE』356 号、2026.08.05。(特集の中で、「米テキサス州」リストには 850 冊 反対した司書を解雇 「サタンが入り込む」本の撤去を要請」「米イリノイ、ミネソタ州」「読み聞かせ」から大騒動に 法律で禁書を禁止「読む自由を保障」「米フロリダ州」退職に追い込まれた司書が語る 3000 冊超の禁書要請リスト 夢の職業だったのに疲弊」という記事が掲載されている。)
 - ・「米・マサチューセッツ州で学校や公共図書館における禁書を禁止する法律が成立」『カレントアウェアネス-R』2026.08.14. <https://current.ndl.go.jp/car/283442>

(8) フィクション(オンラインゲーム)の中の貸出履歴の描写への懸念

2026 年 5 月に SCRAP より発売されたリアル脱出ゲーム(体験型オンラインゲーム)『ある猟奇殺人犯の愛読書』について、自由委員会へ問い合わせが寄せられた。

本作品は、プレイヤーが図書館司書となり、蔵書検索や利用者の貸出履歴を手がかりに被害者遺族とともに事件の真相を究明するミステリー作品である。1970 年代のアメリカ郊外の架空の街の図書館を舞台として、娘を亡くした司書(トビー)のもとに、ロバートと名乗る男が現れ、「あなたの娘さんは自殺じゃない。殺されたんだ。私の妻を殺した殺犯人に」と告げられるところから物語がスタートする。殺された二人には、遺体の口の中

から、「童話の一節が書かれた紙切れ」が発見された、という不可解な共通点があった。そして、その手がかりは、ロバートの妻が死の直前に借りていた 1 冊のオカルト雑誌。そこには、ある猟奇殺人事件が特集されており、二人は図書館の貸出履歴を頼りに捜査を進めていく、という展開である。

ゲームの中では、「亡くなった娘を殺した犯人を探すためとはいえ、ただの図書館司書の僕に、そんなことが許されるはずがない……」「司書が利用者の貸出履歴を許可なくのぞき込むのは原則としてやってはいけないことで……」「何を読んでいるか」という情報はその人の価値観や思想を、赤裸々に映し出してしまうから……本来図書館は誰もが、誰の目も気にせず本と向き合える場所であるべきなんだ」と、主人公の司書が躊躇する描写は盛り込まれてはいるが、遺族への貸出記録の提供や、捜査を目的とした貸出履歴の閲覧(目的外利用)、という行為がストーリーを動かす要素としてたびたび盛り込まれている。ゲーム内の図書館システムでは、これまでに利用者が閲覧した蔵書の記録(貸出履歴)は返却後も全て残されているようでもある。ゲームの公式サイトには「その貸出履歴が、人の本性を暴く」というキャッチコピーもある。また、チャンネル登録者 262 万人の人気インフルエンサー「レトルト」氏による YouTube での実況プレイ動画も公開され、8 月 7 日時点で 52 万回近く視聴されている。目に触れる機会が飛躍的に増加することで、図書館におけるプライバシー保護体制への誤解が広がることも懸念される。

フィクションにおける表現の自由はもちろん尊重されるべきであるが、現実の図書館においては「読書の秘密」が厳格に守られていること、警察等からの照会であっても安易な開示は行われないことを、各図書館での日々の実践を通して広く発信し続ける必要があるだろう。自由委員会としても、販売元・制作元との対話や、図書館利用者・一般市民への周知方法について検討を進めていきたい。

※関連記事

- ・『リアル脱出ゲーム『ある猟奇殺人犯の愛読書』』公開日不明。 <https://realdgame.jp/s/belovedbook/>
- ・「図書館の貸出履歴から猟奇殺人犯を推理するリアル脱出ゲーム『ある猟奇殺人犯の愛読書』」『YouTube』2026.07.09. <https://www.youtube.com/watch?v=1l9sLjfZXvM>
(「リアル脱出ゲーム」は株式会社 SCRAP の登録商標です。)

4. 新聞・雑誌記事スクラップ

(3. で取り上げていない記事を日付順に配列。有料会員限定記事や公開期間経過によるリンク切れの記事もあるが、見出し情報としてそのまま掲載した。)

2026 年 4 月

- ・津田さほ「『図書館員の倫理綱領』を自分たちの手に」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 4. 2026.04. <http://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202604>
- ・井上靖代「世界の図書館は、いま。(5)ニュージーランドの学校図書館」『みんなの図書館』589, 2026.04, pp.71-77
- ・向井和美「ふたりの読書会 無期受刑者との本をめぐる往復書簡」岩波書店。2026.04. <https://www.iwanami.co.jp/book/b10160895.html>
- ・「しつもん! どれえもん 5749 としょかん編」『朝日新聞』2026.04.04. 1,31 面 ※「図書館の自由に関する宣言」が紹介されている。
- ・「一度道を踏み外した彼らは、5000 冊の蔵書の中からどんな本を選ぶのか…ルポ・少年院の図書室」『週刊現代』2026.04.06. <https://gendai.media/articles/-/165154>
- ・「米軍の取材拒否 琉球新報編集局の滝本匠局長「報道の自由侵し、容認できず」」『琉球新報』2026.04.08. <https://ryukyushimpo.jp/politics/entry-5176740.html>
- ・「何があった? 国立国会図書館デジタルコレクションの資料約 7 万点、公開範囲を予告なく縮小」『やじうま Watch』2026.04.28. <https://internet.watch.impress.co.jp/docs/yajiuma/2105191.html>
- ・「『BUTTER』版權を引きあげた柚木麻子さん「差別への加担」を認めない新潮社への「最大限の意思表示」」『東京新聞』2026.04.29. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/485028>

2026 年5月

- ・ 猪股篤「図書館は個人情報の説明責任を果たしているか」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 5, 2026.05. <https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202605>
- ・ 渡辺重夫『図書館と戦争と民主主義の百年』青弓社. 2026.05
- ・ 「教育法規あらかると 学校図書館におけるプライバシー」『内外教育』7327, 2026.05, p.19
- ・ 「自民・大空こうき衆院議員がデモ会場に苦言「重要な防災拠点」指摘も物議」『内外タイムス』2026.05.01. https://news.livedoor.com/article/detail/31154562/?utm_source=chatgpt.com
- ・ 「読んだ本を「通帳」で管理 全国の図書館が「読書通帳」を導入するワケ」『ITmedia ビジネスオンライン』2026.05.05. <https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2605/05/news007.html>
- ・ 「よみがえるガザの図書館 炎と瓦礫から6千冊」『しんぶん赤旗』2026.05.08. 4 面
- ・ 「【会員限定記事】サイバー攻撃に AI 悪用、脆弱性発見で「初の実例」 Google 報告書」『日本経済新聞』2026.05.12. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN120230S6A510C2000000/>
- ・ 「国内 3 メガ、「ミトス」のアクセス権取得へ サイバー攻撃に備え＝関係者」『ロイター』2026.05.13. <https://jp.reuters.com/economy/bank-of-japan/54TOFXKPD5LOVPIRXRKKFV2NRU-2026-05-13/>
- ・ 「政府、重要インフラの防御強化 15分野、ミトス対策を決定」『JII.COM』2026.05.18. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026051800606&g=pol>
- ・ 「EveryLibrary Institute、AI 時代における図書館利用者のプライバシーに関する報告書を公開」『カレントアウェアネス・ポータル』2026.05.29. https://current.ndl.go.jp/car/278942?utm_source=chatgpt.com

2026 年6月

- ・ 井上靖代「「中立」って何だ？」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 6. 2026.06. <https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202606>
- ・ 井上靖代「世界の図書館は、いま。(6)カナダの”図書館の自由”」『みんなの図書館』591, 2026.06, p.p.82-86
- ・ 福井佑介「「図書館員の倫理綱領」の来し方と行く末—思想と選択を中心に—」、山田健太「いまなぜ「図書館員の倫理綱領」なのか」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 6. 2026.06. pp.34-37
- ・ 「英国、16 歳未満のソーシャルメディア利用を禁止 YouTube・TikTok・X・インスタ -」『Impress Watch』2026.06.15. <https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/2117341.html>
- ・ 「LGBTQ+図書館が所沢にオープン。“ジェンダー規範の押し付け”に苦しんだ当事者が感じた危機感と本が教えてくれた連帯」『HUFFPOST』2026.06.27. https://www.huffingtonpost.jp/entry/life-customize-lab-tokorozawa.jp_6a3263d9e4b0cf0ab37a3db6?origin=article-related-nonlife

2026 年7月～8月上旬

- ・ 松井正英「18 歳選挙権と「情報センター」としての学校図書館」『図書館雑誌』Vol. 120, No. 7. 2026.07. <https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/column-jiyu/column-jiyu2017/#202607>
- ・ 「英国図書館(BL)、サイバー攻撃により利用を停止していた電子学位論文システム“EThOS”の復旧を発表」『カレントアウェアネス-R』2026.07.10. <https://current.ndl.go.jp/car/282213>
- ・ 「「息子の借りる本が心配」投稿に図書館司書らが相次ぎ指摘 読書履歴は思想・信条に関わる個人情報」『coki』2026.07.11. <https://coki.jp/article/column/89127/>
- ・ 田井郁久雄「『風』の刊行を始めたころ」『風』No.311. 2026.08.05. pp.1-2 ※「神戸連続児童殺傷事件(酒鬼薔薇事件)」に関連した図書館資料の扱いについての記述あり。

5. 委員会からのお知らせ

●『戦争と図書館—戦時下検閲と図書館の対応 第 109 回全国図書館大会講演録』

新屋朝貴, 濱慎一, 荒木英夫著 日本図書館協会図書館の自由委員会編

日本図書館協会 2024 年 9 月刊 (JLA Booklet no.17)

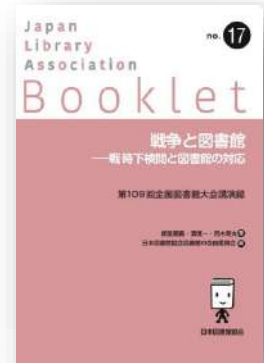
A5 サイズ 63p 1000 円(税別) ISBN978-4-8204-2403-1

本書は、第 109 回全国図書館大会分科会「戦争と図書館」の講演録です。太平洋戦争中の思想統制、図書館への弾圧、図書館人の抵抗などをテーマとする 3 つの講演を収録しています。資料提供の自由を使命とする図書館のあり方を考えるとき、ぜひ手にしたい一冊です。残部僅少となっておりますので、お早めにお買い求めください。

【もくじ】 新屋朝貴「講演 旧大橋図書館から引き継がれた発禁本」／濱慎一「講演 戦時下における県中央図書館と地方中央図書館—旧上伊那図書館の資料から」／荒木英夫「講演 戦時下の図書館での思想統制—検閲の事例と「図書館の自由」への道—」

【お詫びと訂正】 本書内に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

ページ・行	誤	正
p.12 下から 5 行目	竹内善作の抵抗という点では、このような文章も残っています。	竹内善作の抵抗という点では、 <u>坪谷善四郎</u> による <u>次</u> のような文章も残っています。
p.13 上スライド見出し 同上 本文 4 行目	竹内善作の抵抗 竹内善作「播粉木の重箱掃除」	坪谷善四郎の抵抗 坪谷水哉(善四郎)「播粉木の重箱掃除」
p.20 注 1)	竹内善作「播粉木の重箱掃除」	坪谷水哉(善四郎)「播粉木の重箱掃除」



●好評発売中！『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説』(第 3 版)

日本図書館協会図書館の自由委員会編 日本図書館協会 2022 年 5 月刊
A5 サイズ 230p 1500 円(税別) ISBN978-4-8204-2202-0

2004 年の第 2 版から 18 年、図書館をめぐるあらゆる状況が変化してきました。本書はその変化を踏まえて、図書館運営の根本原則と言える「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」を詳細に解説しています。あわせて、日本図書館協会の声明や見解、34 点に及ぶ関連法規の抄録、諸外国の基準も豊富に収録しました。図書館の自由にかかわる問題が起きたときに、本書が冷静に判断する一助となるでしょう。



【主な内容】 1. 宣言の採択・改訂とその後の展開（宣言の採択／図書館の自由の展開／自由委員会の成立と宣言改訂／宣言改訂以降の図書館の自由をめぐる問題 ほか） 2. 宣言の解説（国民に対する約束／図書館員の職業倫理／知る自由と図書館の自由／知る自由と情報公開／あらゆる資料要求にこたえる／提供の自由とその制限／図書館が知りうる事実とプライバシー保護ガイドライン／図書館と検閲／国民の支持と協力 ほか） 3. 資料編（日本図書館協会の基準・見解）図書館員の倫理綱領／差別的表現と批判された蔵書の提供について／デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン ほか（法令関連条文）情報公開法／公文書管理法／障害者差別解消法／刑法／特定秘密保護法／少年法／マイナンバー法 ほか（諸外国の基準）世界人権宣言／児童の権利に関する条約／ユネスコ公共図書館宣言／IFLA インターネット宣言 ほか）

【お詫びと訂正】 本書内に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

ページ・行	誤	正
p.20 6 行目	進展にともな頻出し	進展とともな頻出し
p.36 17 行目	提供制限をしながら	資料提供をしながら
p.187 3 行目	1948 年 6 月 18 日	1939 年 6 月 19 日

●利用案内・図書館の自由展示パネル

「なんでも読める 自由に読める!？」(2023 年 10 月改訂)

図書館の自由委員会では、「図書館の自由」にかかわるさまざまな資料をわかりやすく提示する展示パネル「なんでも読める 自由に読める!？」を作成しています。2023 年 10 月に、新型コロナパンデミックと図書館の自由、2019 年策定「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」についてなど最

近の課題を追加し、全 15 枚に改訂しました。どうぞご利用ください。

- パネルの概要: B2 横(51×72cm)15 枚 アルミフレーム入り
 - 解説リーフレット: 会場配布用、展示資料目録も掲載、A3 両面印刷二つ折り
 - 使用料: 無料 ※片道の送料をご負担ください。(170 サイズ 1 個口、3,000~4,000 円程度)
 - 問合せ・申込先: 図書館の自由委員会事務局(連絡先は本誌奥付に記載)
- 詳細 URL: https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/panel_annai/

●「図書館の自由に関する宣言」ポストカード、好評発売中！
「図書館員の倫理綱領」図柄も新発売！

宣言ポストカード 10 枚セット	価格:100 円+送料実費
倫理綱領ポストカード 10 枚セット	
宣言ポストカード 5 枚+ 宣言小冊子 1 冊セット	
宣言、倫理綱領ポストカード 各5枚入りセット	



ポストカードは
カウンターに置く
こともできます！

- 代金支払い方法: 郵便切手、応相談
- 申込先: 図書館の自由委員会事務局宛 (連絡先は本誌奥付に記載)
- 詳細 HP https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/jiyu_poster_card/

●『図書館の自由』ニューズレター 電子版配信案内

電子版(無料)配信希望者は、受信を希望するメールアドレスから、電子メールにてご連絡ください。

- 宛先: jiyu★jla.or.jp(送信時に★を@に半角)に変えてください)
- 件名: 「新規配信希望」としてください。
- 本文: 個人の場合は「氏名・所属等(任意)」、団体の場合は「団体名・担当係(者)名」をご記入ください。
※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。
※受領のご連絡をします、返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。
※読み上げソフト利用の都合などで Word 形式をご希望の方はお知らせください。
なお、本誌はダウンロードして図書館等で印刷して提供できます。

日本図書館協会のサイトリニューアルにあわせて、2025 年 7 月より、自由委員会のページ(<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu-iinkai/>、右 QR コードから)もカテゴリ等、大幅な修正を行っています。以前あったコンテンツが見つからない、リンク切れなどでアクセスできない、といった問題があれば下記までご連絡ください。



図書館の自由委員会からののお知らせは協会 X からも提供しています。(https://x.com/JLA_information)

日本図書館協会/JLA @JLA_information

#自由委員会 をつけていますのでこちらもご活用ください。

図書館の自由 第 131 号 (2026 年 8 月 31 日)

編集・発行: 公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会

不定期刊

問合・連絡先: 公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会事務局

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

電話 (03) 3523-0811 (代)

E-mail jiyu★jla.or.jp (送信時に★を@ (半角) に変えてください)

電子版購読費: 無料